

第2節 実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する必要がある。このため、わが国周辺を広域にわたり、常時継続的に

監視することで、情報優越¹を確保するとともに、各種事態が発生した場合には、適切な時期及び海空域で海上優勢²及び航空優勢³を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが重要である。

Q参照 資料17 (自衛隊の主な行動)
資料18 (自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)

1 ■ 周辺海空域における安全確保

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位⁴の面積となる領海(内水を含む。)及び排他的経済水域(EEZ)を有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監視を行っている。

状況について、空自は、全国28か所のレーダーサイトと早期警戒管制機などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視をそれぞれ実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている⁵。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。このような警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

自衛隊の警戒監視により確認された主な事象については、例えば、12(平成24)年9月のわが国政府による尖閣三島(魚釣島、南小島及び北小島)の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入⁶し、16(平成28)年6月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島北方のわが

1 周辺海空域における警戒監視

(1) 基本的考え方

自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの



警戒監視を行う陸自隊員



東シナ海海洋プラットフォーム周辺における警戒監視(海自P-3C哨戒機内から撮影)



空自E-767早期警戒管制機内における警戒監視

- 1 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ確に行うことについて相手方に優ること
- 2 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- 3 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- 4 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位
- 5 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと)に基づいて行われる。
- 6 15(平成27)年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船がわが国領海に侵入してきている。

国の接続水域に初めて入域した。同年12月には、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を通過し⁷、同空母の西太平洋への進出が初めて確認された。17（平成29）年7月には、中国海軍情報収集艦が小島（北海道松前町）南西のわが国領海に入域し、津軽海峡を東航して太平洋へ進出した。18（平成30）年1月には、中国海軍潜水艦と中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺のわが国接続水域を同時に航行するのを初めて確認した（当該潜水艦については後述）。さらに、同年4月には、与那国島の南約350kmの海域で、空母「遼寧」からの複数の艦載戦闘機（推定）の飛行が初めて確認された。

また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを凶っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施しており、18（平成30）年には、海自哨戒機などが、北朝鮮船籍タンカーと外国船籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を同年6月末までに計9回確認⁸し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮船籍船舶との洋上での物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行ったほか、これらのタンカーの関係国などに対して関心表明を行い、対外公表を実施した⁹。

なお、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶とのいわゆる「瀬取り」を含む違法な洋上での活動に対し、米国に加え、関係国が、在日



東シナ海公海上において警戒監視中の海自哨戒機が確認した「瀬取り」に従事していると強く疑われる北朝鮮関連船舶（右）（18（平成30）年2月）

米軍嘉手納飛行場を拠点として航空機による警戒監視活動を行っており、18（平成30）年4月下旬から約1か月間、オーストラリア及びカナダから哨戒機が派遣された。また、同年4月には英国も北朝鮮の洋上での不正取引を監視する国際的な努力に貢献する旨発表し、同年5月上旬には、英国海軍フリゲート艦「サザーランド」がわが国周辺の公海上で情報収集活動を行った。防衛省・自衛隊としても、引き続き関係国と緊密に協力をを行い国連安保理決議の実効性を確保していく考えである。

参考 図表Ⅲ-1-2-1（わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ）、図表Ⅲ-1-2-2（中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数）、I部2章2節1項（北朝鮮）、I部2章3節2項（軍事）

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

（1）基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置

⁷ このような中国海軍艦艇による沖縄本島・宮古島間の海域などの南西諸島の通過を伴う活動は、平成29（2017）年度には、7回確認されている。

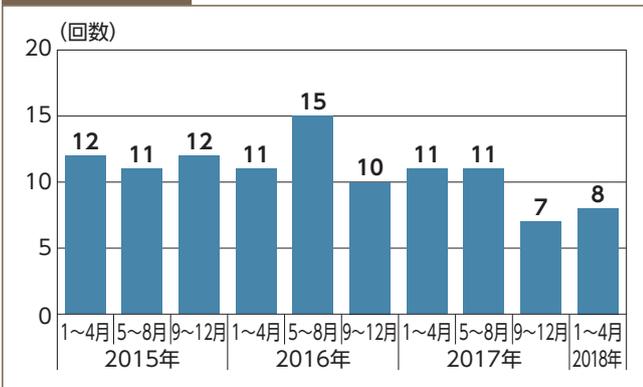
⁸ 具体的には、18（平成30）年1月20日には北朝鮮船籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とドミニカ国船籍タンカー「Yuk Tung号」が、同年2月13日には北朝鮮船籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー「Wan Heng11号」が、同月16日には北朝鮮船籍タンカー「Yu Jong2号」と船籍不明の小型船舶が、同月24日には北朝鮮船籍タンカー「Chon Ma San号」とモルディブ船籍タンカー「Xin Yuan 18号」が、同年5月19日には北朝鮮船籍タンカー「JI SONG 6号」と船籍不明の小型船舶が、同月24日には北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」と船籍不明のタンカーが、同年6月21日には北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG5号」と船籍不明の小型船舶が、翌22日も北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG5号」と前日と同一のものと思われる船籍不明の小型船舶が、同月29日には北朝鮮船籍タンカー「AN SAN1号」と船籍不明の船舶が、それぞれ東シナ海の公海上において横付けしているところを、海自第1航空群所属のP-3C哨戒機などが確認した。このほか、同年5月3日の深夜、東シナ海の公海上で北朝鮮船籍の船舶と横付けしている韓国船籍の船舶を確認した事例がある。これについては、韓国において、当該船舶に対する調査が行われ、同船舶による違法な「瀬取り」の事実はなかったことを確認した旨韓国政府からわが国政府に対して通報があった。

⁹ このような「瀬取り」に対するわが国政府の取組は、18（平成30）年4月の日米首脳会談や日米防衛相会談において、トランプ米大統領やマティス米国防長官からの賞賛を受けている。

図表Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



図表Ⅲ-1-2-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数



緊急発進 (スクランブル) する空自F-15J戦闘機

を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処している。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進 (スクランブル) させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じて

その行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行う。

平成29 (2017) 年度の空自機による緊急発進 (スクランブル) 回数は904回で、前年度と比べて264回減少したが、1958 (昭和33) 年に対領空侵犯措置を開始して以来6番目となる回数であり、依然として高い水準で推移している。

このうち、中国機に対する緊急発進回数は500回で、過去最多となった前年度に比べて351回減

VOICE

東シナ海における24時間態勢での警戒監視（護衛艦乗員）

COLUMN

護衛艦「あぶくま」(呉)

前任伍長 海曹長 内藤 英治 ないとう えいじ

我々、護衛艦などで勤務する者は、東シナ海における外国軍艦などの警戒監視のため、交代で24時間の勤務を行っており、私は前任伍長として艦内の規律や風紀の維持、団結の強化にあたっています。

長期間、「艦艇」という閉ざされた空間において勤務するにあたり、モチベーションの維持、ストレスの軽減、メンタルヘルスの確保は容易ではありません。常に気を配っていることは、挨拶と声掛けです。挨拶は「人間関係の潤滑油」であり、意思疎通や信頼関係を築くための近道です。また、声掛けによって隊員の顔色や健康状態の変化に気付くことが重要だと考えています。加えて若い隊員には特に目をかけるようにしています。各人の性格はもちろんのこと、趣味、悩み事、家族構成も含めて把握し、いつでも話ができるようにしています。ただ、若い彼等と話していると私自身が気付いていないことを教えられることもよくあり、反省、勉強の毎日です。

洋上の厳しい環境ではありますが、任務の合間に適度に休養できる日を設定し、様々なイベントを通じ、幹部から若年隊員に至る乗員間のコミュニケーションを図りつつ、勤務に励んでいきます。



艦内の食堂にて部下隊員に指導する筆者



艦内の食堂にて部下隊員と交流を深める筆者（右端）

第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

少しているものの、対象国・地域別の緊急発進回数公表を開始した平成13(2001)年度以降3番目に高い水準であることから、中国機の活動は引き続き活発であると言える。

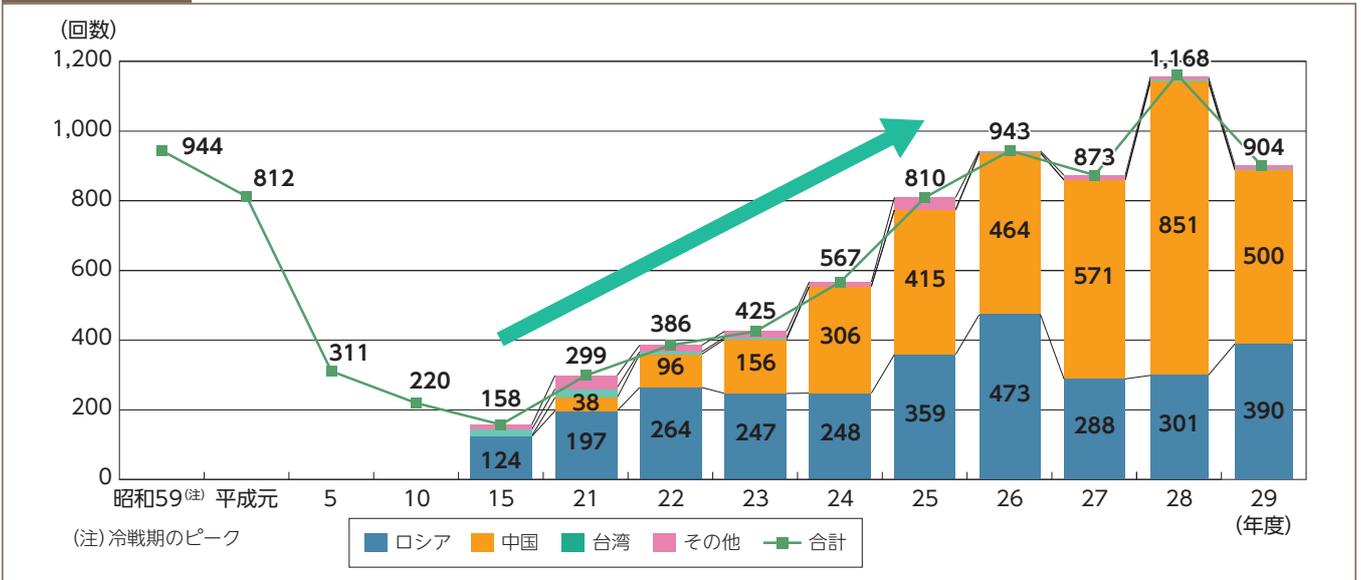
また、特異な事例として、17(平成29)年5月には、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国公船の上空において、小型無人機らしき物体1機が、わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生じた。同年8月には、中国軍の爆撃機6機が東シナ海から沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋を北東に飛行して、紀伊半島沖まで往復するという飛行が初めて確認された。同年12月には、戦闘機2機を含む計5機の航空機が対馬海峡上空を通過して、日本海に進出した。なお、中国軍の戦闘機による日本海進出が確認されたのは、本件が初めてであった。また、18(平成30)年4月には、中国の無人機(推定)が東シナ海を飛行する事案が生じた。

このように、中国の航空戦力はその活動範囲を一層拡大するなど、わが国周辺空域における行動を一方向的にエスカレートさせており、強く懸念される状況となっている。

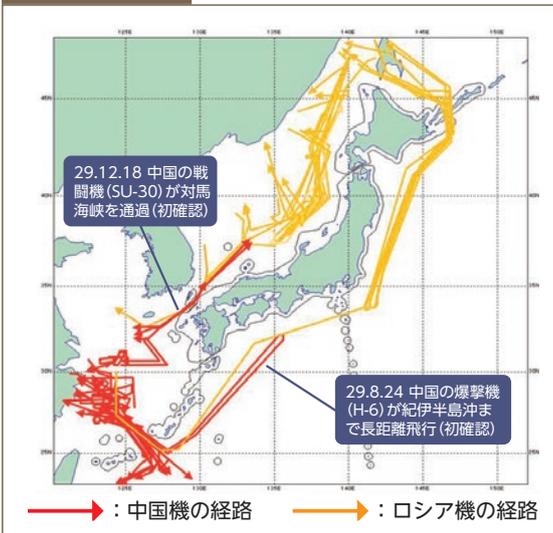
また、ロシア機に対する緊急発進回数は、前年度と比べて89回の増加となる390回であった。17(平成29)年8月及び翌18(平成30)年2月には、爆撃機2機がわが国周辺を長距離飛行するなどの特異な飛行を行っており、引き続きロシア機の活動は活発なまま推移している。

なお、13(平成25)年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施している。防衛省・自衛隊としては、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

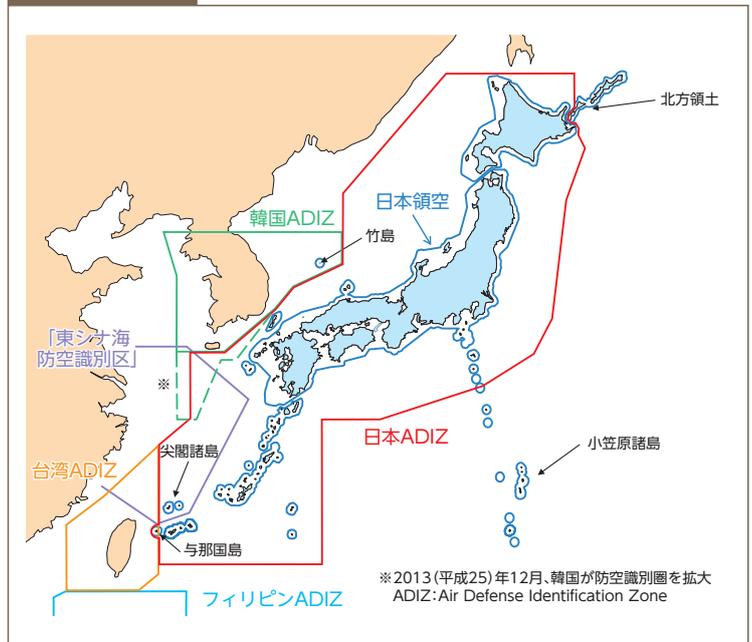
図表Ⅲ-1-2-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



図表Ⅲ-1-2-4 緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例



図表Ⅲ-1-2-5 わが国及び周辺国の防空識別圏 (ADIZ)



Q 参照 図表Ⅲ-1-2-3 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳)、図表Ⅲ-1-2-4 (緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例)、図表Ⅲ-1-2-5 (わが国及び周辺国の防空識別圏 (ADIZ))、I部2章3節2項 (軍事)、I部2章4節4項 (わが国の周辺のロシア軍)、II部3章2節3項5 (領空侵犯に対する措置)

対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

3 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水¹⁰内で潜没航行する外国潜水艦に

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及

10 領海及び内水

VOICE

アラート待機所で勤務する巨3曹

COLUMN

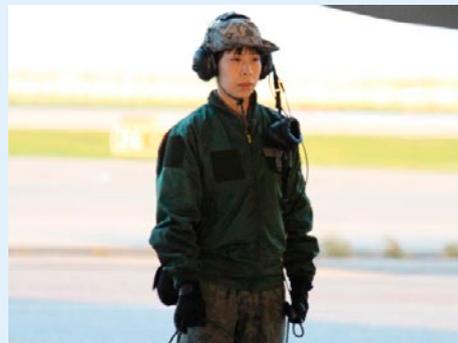
第9航空団飛行群第204飛行隊（沖縄県那覇市）
航空機整備3等空曹 ^{わたりしほみ} 巨志穂美

南西地域における緊急発進回数は急激に増加しており、平成28年度には過去最多803回となりました。このような状況の下、平成28年1月31日には戦闘機部隊を2個飛行隊に増勢することにより第9航空団が新編され、その後、平成29年7月1日には南西航空方面隊が新編されるなど、新たな体制により、南西地域における空の守りに万全を期しています。

対領空侵犯措置任務では、私達整備員は常に緊張感を持ち任務にあたり、緊急発進命令が下されれば待機場所から発進する航空機の場所まで全速力で向かい、1秒でも早く航空機を送り出す準備をしています。この際、迅速性はもちろんのこと、整備に不備がないよう航空機を万全な状態で送り出すことを心掛けています。緊急発進する航空機を整備するということは、パイロットの命を預かっているということであり、私達はパイロットが安全かつ確実に任務を遂行できるよう、そして何より無事に帰還してくれることを一番に思いながら、対領空侵犯措置任務に就いています。



ラダー（はしご）をかけている筆者



発進前の点検をする筆者

第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04（平成16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、13（平成25）年5月には久米島の南の海域で、14（平成26）年3月には宮古島の東の海域で、16（平成28）年2月には対馬の南東の海域において、海自P-3C哨戒機などが、わが国の接続水域内を航行する潜没潜水艦を確認した。加えて、18（平成30）年1月には、尖閣諸島周辺のわが国接続水域を航行する潜没潜水艦を海自護衛艦などが確認した。その後、当該潜没潜水艦は、東シナ海公海上で浮上のうえ、中国国旗を掲揚して航行しているところも確認されている。このような尖閣諸島周辺のわが国接続水域における中国海軍潜水艦による航行の確認は、本件が初めてである。

国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処する。

Q 参照 II部3章2節3項2（海上警備行動）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999（平成11）年の能登

半島沖での不審船事案や01（平成13）年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊¹¹の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）¹²の装備、⑤艦艇要

員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999（平成11）年防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

2 ■ 島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、陸・海・空自が一体となった統合運用により、敵に先んじて部隊を展開・集中し、敵の侵攻を阻止・排除する。島嶼への侵攻があった場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。また、弾道ミサイル、巡航ミサイルなどによる攻撃にも的確に対応する。

図表Ⅲ-1-2-6 島嶼防衛のイメージ図



11 01（平成13）年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。
 12 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-6 (島嶼防衛のイメージ図)

2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛態勢強化のため、空自は、16 (平成28) 年1月の第9航空団の新編に加え、17 (平成29) 年7月、南西航空方面隊を新編した。陸自は、16 (平成28) 年3月の与那国沿岸監視隊などの新編に加え、18 (平成30) 年3月、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編するとともに、今後、奄美大島、宮古島、石垣島に初動を担任する警備部隊などを配置する。海自は、P-1固定翼哨戒機やSH-60K回転翼哨戒機などを取得する。これらにより、常時継続的な情報収集・警戒監視態勢や事態発生時に迅速な対処が可能な体制を整備することとしている。

また、部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多機

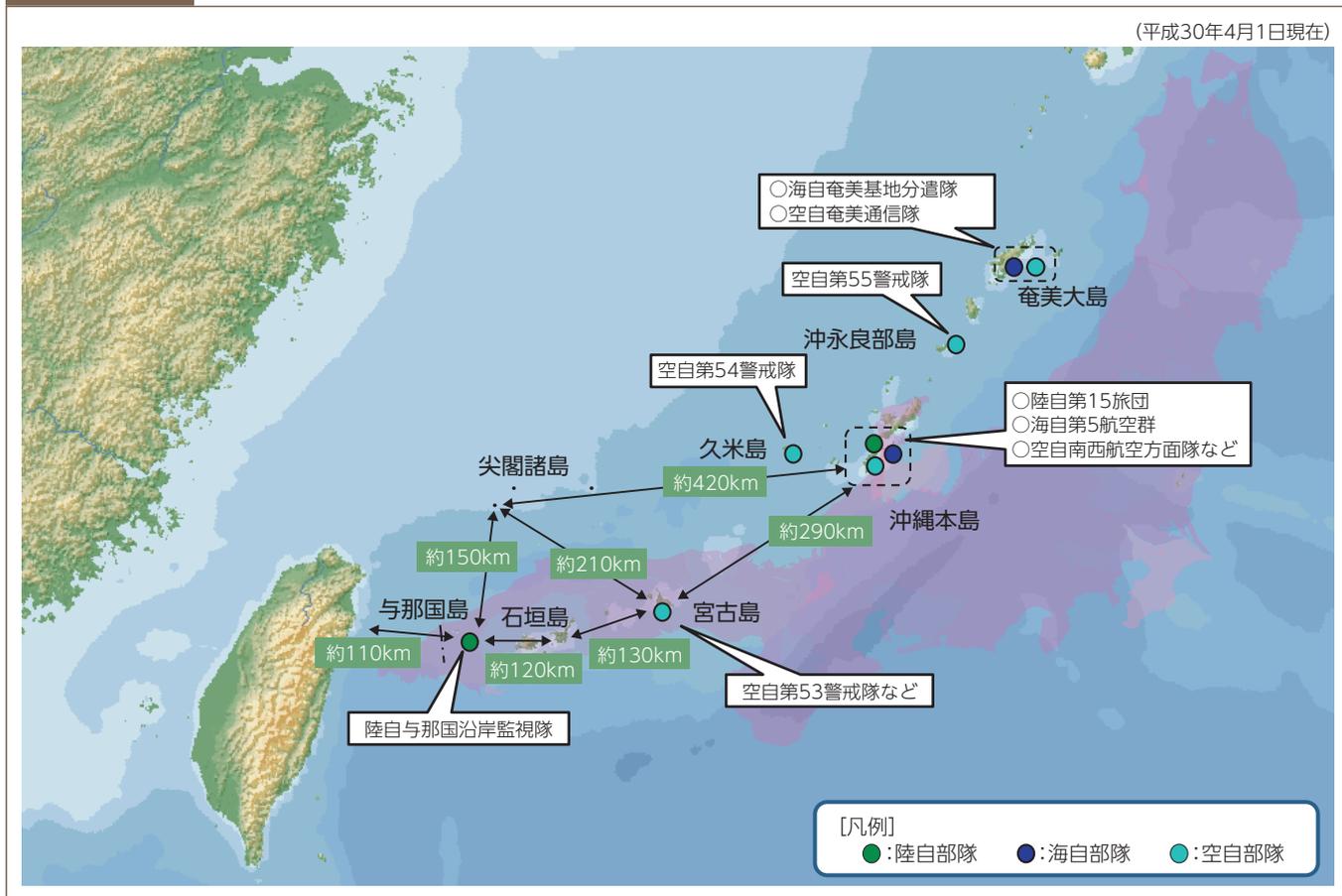
能艦艇のあり方を検討するとともに、V-22オスプレイ及びC-2輸送機を導入することにより、機動展開能力の向上を図っていく。

特にV-22オスプレイの運用については、防衛省はその配備先として、統合運用における関連部隊の位置関係や滑走路長、地元への負担を軽減できる地理的環境などから、佐賀空港を最適の飛行場と判断したところであり、丁寧な地元説明を行い、理解を得たいと考えている¹³。

さらに、平成30年度予算において、島嶼部に対する攻撃に対応するため、戦闘機 (F-35A) 6機、新空中給油・輸送機 (KC-46A) 1機、ティルト・ローター機 (V-22) 4機の取得などに加え、島嶼防衛用高速滑空弾や島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の研究に関する経費を計上した。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上のため、各種訓練にも取り組んでいる。17 (平成29) 年10月から11月には、米国における米海兵隊と

図表Ⅲ-1-2-7 南西諸島における主要部隊配備状況



13 佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイと合わせて約70機の航空機を配備することを想定している。

の実動訓練「ドーンブリッツ17」、同年11月には自衛隊統合演習¹⁴（実動演習）、18（平成30）年1月から2月には、米国における米海兵隊との実動訓練「アイアンフィスト18」、同年5月には、水陸機動団新編後に海自と連携した初の訓練であり、自衛隊施設外での実戦的な訓練でもある水陸機動団演習を、九州西方海域及び種子島などにおいて実施した。

【Q参照】 図表Ⅲ-1-2-7（南西諸島における主要部隊配備状況）



「アイアンフィスト18」において水陸両用車から下車・展開する陸自隊員（18（平成30）年1月）

3 ■ 弾道ミサイル攻撃などへの対応

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16（2004）年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始した。05（平成17）年7月には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やパトリオット（PAC-3）¹⁵の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

【Q参照】 資料35（わが国のBMD整備への取組の変遷）

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイル等に対する破壊措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処に当たっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。また、弾道ミサイルの落下などによる被害には、陸自が中心となって対処する。

【Q参照】 図表Ⅲ-1-2-8（BMD整備構想・運用構想（イメージ図））、Ⅱ部3章2節3項4（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、現在、イージス艦による上層での迎撃とパトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）¹⁶により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。今後の陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入により、イージス艦に加え、イージス・アショアも含めた上層での迎撃が可能となる（イージス・アショア導入の経緯については後述）。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

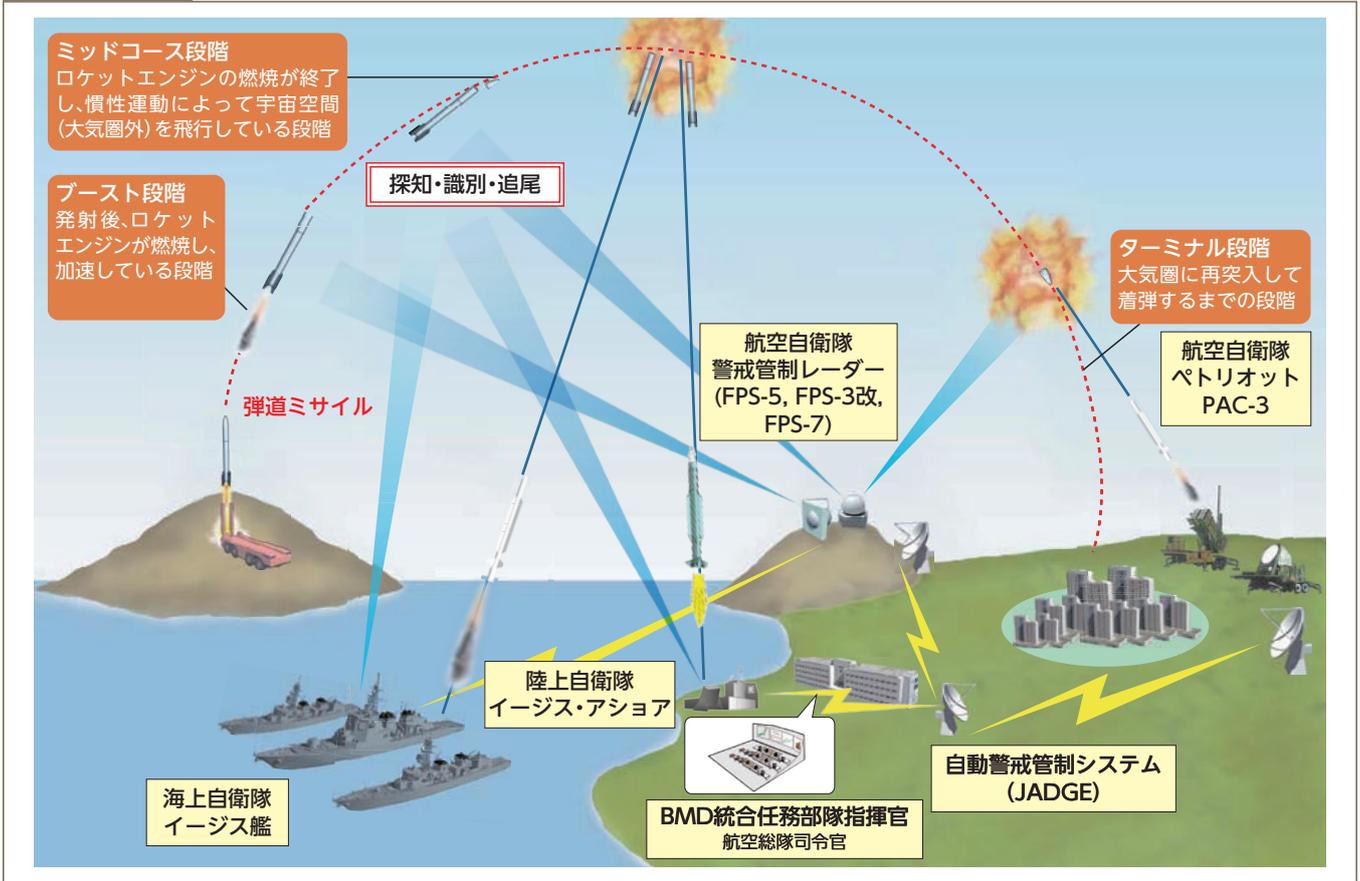
北朝鮮は、16（平成28）年以降、3回の核実験を強行するとともに、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返した。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となっている。他方、18（平成30）年6月の史上初となる米朝首脳会談において、金正恩委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を、改めて文書の形で、明確に約束した意義は大きいと考えている。今後、北朝鮮

¹⁴ 17（平成29）年11月6日から同月24日の間、沼津海浜訓練場、種子島・対馬周辺区域及び自衛隊施設・関連海空域において実施された。この演習には、陸・海・空自衛隊の人員約1万5,000人、車両約1,500両、艦艇6隻、航空機約170機が参加し、わが国の防衛にかかる自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図ることを目的として様々な訓練を実施した。

¹⁵ パトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

¹⁶ 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてパトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-8 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



が核・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかりと見極めていく必要がある。その上で、北朝鮮が、わが国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有・実戦配備しているとみられることや、累次の核実験及び弾道ミサイル発射を通じた、核・ミサイル開発の進展及び運用能力の向上などを踏まえれば、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な認識に変化はない。このような中、国民の生命・財産を守ることを責務とする防衛省・自衛隊としては、いかなる事態や状況にも対応できるよう万全を期すとの考え方に変わりなく、引き続き、米国や韓国とも緊密に連携しつつ、必要な情報収集や警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイム



市ヶ谷に展開中のPAC-3部隊を激励する菅内閣官房長官
(17(平成29)年10月)

での共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処に当たり、早期警戒情報(SEW)¹⁷を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。

¹⁷ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報（1996（平成8）年4月から受領開始）

訓練などを通じた日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行っており、平成22(2010)年度以降、海自は、日米の艦艇などをネットワークで接続し、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行ってきた。18(平成30)年2月には、本訓練に空自も参加し、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練として行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っている。

日米のみならず、日米韓の連携も強化していくことが重要であり、17(平成29)年10月及び同年12月には、わが国周辺海域において日米韓三か国による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、連携強化を図った。

弾道ミサイルに関する機微な情報などの取扱いについては、まず、14(平成26)年12月の特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)の施行により、わが国の安全保障に関する秘匿性の高い情報を保護するための基盤が確立されたことで、政府部内のみならず、米国をはじめとする関係各国との間の情報の共有が一層促進されている。

また、16(平成28)年11月、日韓秘密軍事情報保護協定¹⁸が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果的な対処に必要な様々な秘密情報に関し、日韓政府間で共有したものが保護される枠組みが整備され、日米韓のさらなる関係強化が期待される。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能力の向上を図るため各種訓練を実施しているところであるが、弾道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感の醸成を図るため、17(平成29)年6月より、順次、全国的にPAC-3機動展開訓練を実施しており、18(平成30)年6月末までの間、在日米軍施設に展開したものを含め20回の訓練を実施した。

Q 参照 I部2章2節1項(北朝鮮)、2章1節4項2(日韓防衛協力・交流)、資料35(わが国のBMD整備への取組の変遷)

(3) BMD体制の強化

防衛省・自衛隊は、厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛大綱及び中期防に基づき、弾道ミサイル攻撃への対処能力を向上させるため、所要の措置を講じている。例えば、現在6隻ある海自のイージス艦のうち、BMD能力を有しなかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」を改修し、BMD能力を付与する事業を実施しており、「あたご」については17(平成29)年12月に改修を完了している。また、平成27年度及び平成28年度予算でBMD能力を有するイージス艦2隻を追加取得することとした。これらの措置により、平成32(2020)年度には、BMDに対応可能なイージス艦が改修の完了した「あたご」を含む現行の5隻から8隻に増加する予定である。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックI Aの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)を日米共同で開発し、配備に向け事業を推進している。

16(平成28)年12月の国家安全保障会議(九大臣会合)において、共同生産・配備段階への移行が決定され、前年度予算に引き続き、平成30年度予算においてもSM-3ブロックII Aの取得のための経費を計上した。なお、SM-3ブロックII Aの取得・配備は平成33(2021)年度を計画している。

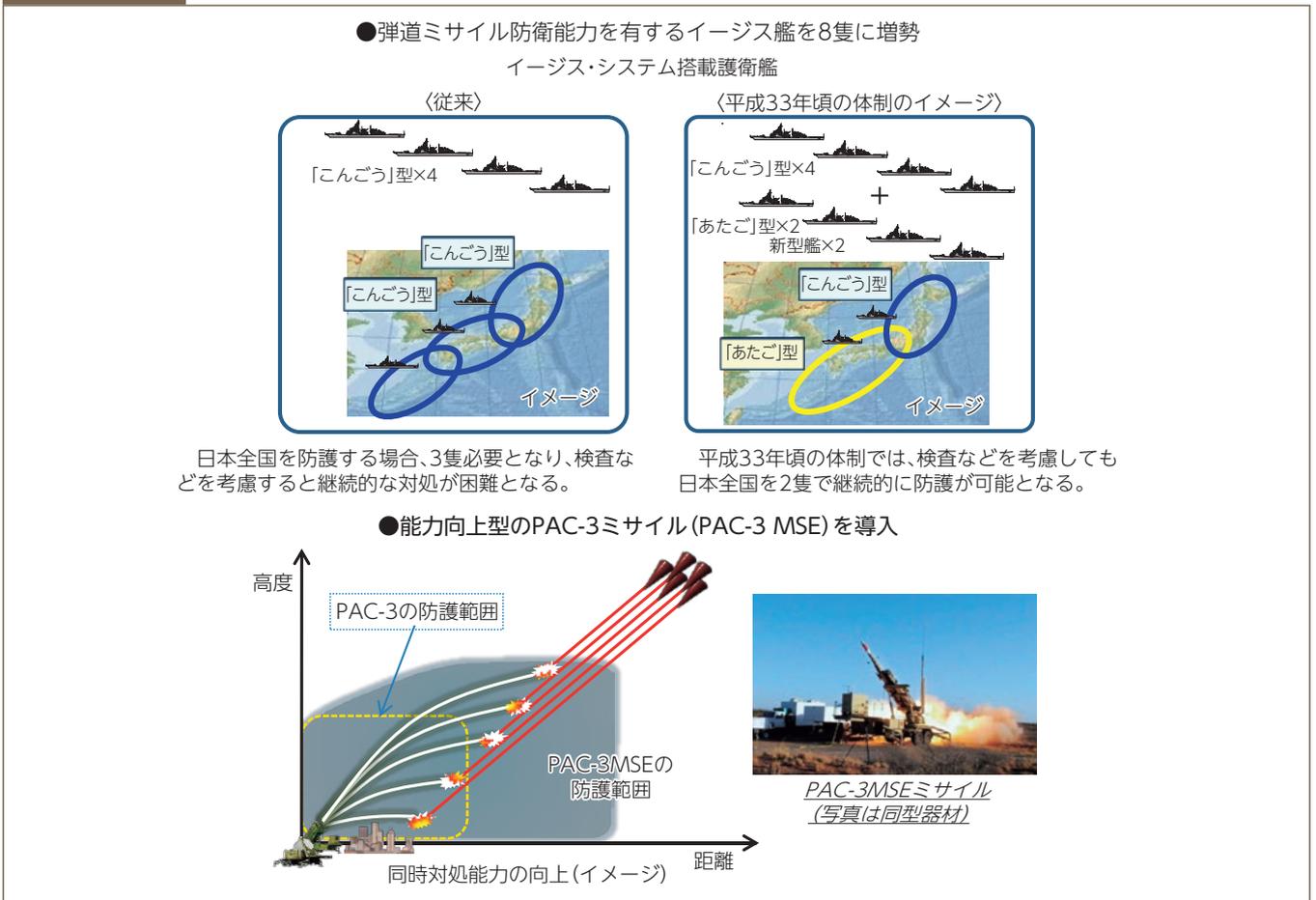
SM-3ブロックII Aは、これまでのSM-3ブロックI Aと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上すると考えている。また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道(ロフテッド軌道¹⁹)をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上すると考えている。

BMD能力を有するイージス艦が8隻体制になり、SM-3ブロックII Aが配備されることにより、

¹⁸ 正式名称は、「秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」であり、16(平成28)年11月23日、韓国・ソウルにおいて、長嶺駐韓大使と韓民求(ハン・ミング) 韓国国防部長官(当時)との間で署名された。

¹⁹ ミニマムエナジー軌道(効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道)より高い軌道を取ることで、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道

図表Ⅲ-1-2-9 弾道ミサイル対処能力の総合的な向上



平成33(2021)年度頃には、防護体制が強化される計画である。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSEの取得のための経費を、前年度補正予算に引き続き、平成29年度補正予算に計上した。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、現在のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲(面積)が拡大する。

北朝鮮の核・ミサイル開発が、わが国の安全に対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となっている中、平素からわが国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要があることから、17(平成29)年12月の国家安全保障会議及び閣議において、イージス・アショア2基を導入し、これを陸自に

おいて保持することが決定された。これにより、イージス・システム搭載護衛艦及びペトリオット部隊とともに、弾道ミサイル攻撃からわが国を多層的に防護し得る能力の向上を図ることとした²⁰。

また、イージス・アショアの導入に関する米国からの各種情報などの取得、自動警戒管制システム(JADGE)の弾道ミサイル対処能力の向上²¹、固定式警戒管制レーダーの換装(FPS-7)及びBMD機能の付加²²に必要な経費を平成29年度補正予算に計上するとともに、イージス・アショアを配備する上で必要な地質測量調査や施設の基本設計、弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能などに優れた次期警戒管制レーダ装置の開発²³などに必要な経費を平成30年度予算に計上した。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-9(弾道ミサイル対処能力の総合的な向上)
資料36(弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について)

20 平成29(2017)年度及び平成30(2018)年度における陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の整備に要する経費については、中期防の総額の範囲内において措置することとしている。

21 ロフテッド軌道による攻撃、事前兆候の察知が困難である攻撃、複数の弾道ミサイルを同時に発射する攻撃に対する対処能力を向上するための改修

22 稚内(北海道)に整備する固定式警戒管制レーダー(FPS-7)を取得。稚内(北海道)、海栗島(長崎県)にFPS-7を整備するために必要な施設整備費などを計上

23 将来の経空脅威及び弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能、抗たん性、経済性などに優れた次期警戒管制レーダ装置の開発

解説

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）について

イージス・アショアは、イージス艦（BMD対応型）のBMD対応部分、すなわち、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機などで構成されるミサイル防衛システム（イージス・システム）を、陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃する能力を有しています。

北朝鮮に、わが国を射程に収める各種の弾道ミサイルが依然として多数存在するなど、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題である中、イージス・アショアを導入すれば、わが国を24時間・365日、切れ目なく守るための能力を抜本的に向上できることとなります。

一般に防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、防衛省として、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをすることは当然のことであると考えております。

また、現状のイージス艦では、整備・補給で港に入るため隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返されることとなり、乗組員の勤務環境は極めて厳しいものとなっております。イージス・アショアの導入により、隊員の負担も大きく軽減され、さらには、イージス艦を元来の任務である海洋の安全確保任務に戻すことが可能になり、わが国全体の抑止力向上につながります。

イージス・アショア2基の配備候補地について、防衛省において検討を行った結果、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定したところです。こうしたことを受け、18（平成30）年6月1日には、福田防衛大臣政務官及び大野防衛大臣政務官が秋田・山口両県をそれぞれ訪問し、また、同月22日には、小野寺防衛大臣が両県を訪問し、配備の必要性などについてご説明しました。

防衛省としては、今後とも、配備に際して、地元住民の皆様の生活に影響が生じないよう、十分な調査や対策を講じるとともに、配備の必要性や安全性などについて、引き続き、誠心誠意、一つ一つ丁寧に説明し、地元の皆様から頂戴する様々な疑問や不安を解消すべく努めてまいりたいと考えています。

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている²⁴。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11（1999）年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05（平成17）年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発²⁵に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06（平成18）年6月から開始されている。

17（平成29）年2月及び6月、日米両国は、米

²⁴ 具体的には、06（平成18）年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国及びその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にベトリオットPAC-3を、07（平成19）年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）を配備した。さらに、14（平成26）年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーを配備した。

²⁵ これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（平成16）年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックII Aの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11（平成23）年6月の日米安全保障協議委員会（F2+2J）の共同発表においてその旨を発表した。
なお、14（平成26）年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処に当たっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破する。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-10 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例)

3 武装作業員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装作業員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊



志賀原発電所における北陸3県警と陸自第14普通科連隊との共同訓練において警察の誘導を受け前進する陸自部隊 (17 (平成29) 年10月)

と警察との連携要領についての基本協定²⁷や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している²⁸。

Q 参照 Ⅱ部3章2節3項1 (治安出動)

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12 (平成24) 年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施²⁹するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995 (平成7) 年3月の東京での地下鉄サリン事件³⁰などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

²⁷ 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」 (1954 (昭和29) 年に締結。00 (平成12) 年に全部改正)

²⁸ 04 (平成16) 年には、治安出動の際における武装作業員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

²⁹ 12 (平成24) 年には伊方発電所 (愛媛県)、13 (平成25) 年には泊発電所 (北海道)、美浜発電所 (福井県)、14 (平成26) 年には島根原子力発電所 (島根県)、15 (平成27) 年には東通原子力発電所 (青森県)、柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県)、16 (平成28) 年には高浜発電所 (福井県)、17 (平成29) 年には浜岡原子力発電所 (静岡県)、志賀原子力発電所 (石川県) の敷地においても訓練を実施している。

³⁰ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名 (オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数) などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。

さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

5 ■ 海洋安全保障の確保に向けた取組

1 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略に基づきわが国は、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を發揮し、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処などの必要な措置を取り、海上交通の安全を確保することや、海洋安全保障にかかる協力の推進などに取り組むこととしているほか、わが国のシーレーン沿岸国などの海上保安能力の向上を支援することとしている。

13（平成25）年に閣議決定された海洋基本計画が見直され、18（平成30）年5月、新たな海洋基本計画³¹が閣議決定された。本計画においては、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉

え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取り組むとともに、関係各国と連携・協力しつつ「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進することとしている。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などにより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進している。

Q 参照 2章2節（海洋安全保障の確保）

6 ■ 宇宙空間における対応

人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域へのリモートセンシングや通信、測位などが可能となることから、各国は、宇宙空間を積極的に活用しており、情報収集能力や指揮統制・情報通信能力の強化のため、画像収集衛星、通信衛星や測位衛星をはじめ各種衛星の能力向上に努めている。

こうした中、専守防衛を旨とするわが国にとっては、各種事態の兆候を事前に察知するための情報収集やわが国周辺海空域の警戒監視を強化するうえで、また、自衛隊が国際平和協力活動などにおける通信手段などを確保するうえで、いかなる国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要である。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-11（宇宙利用のイメージ）

1 政府全体としての取組

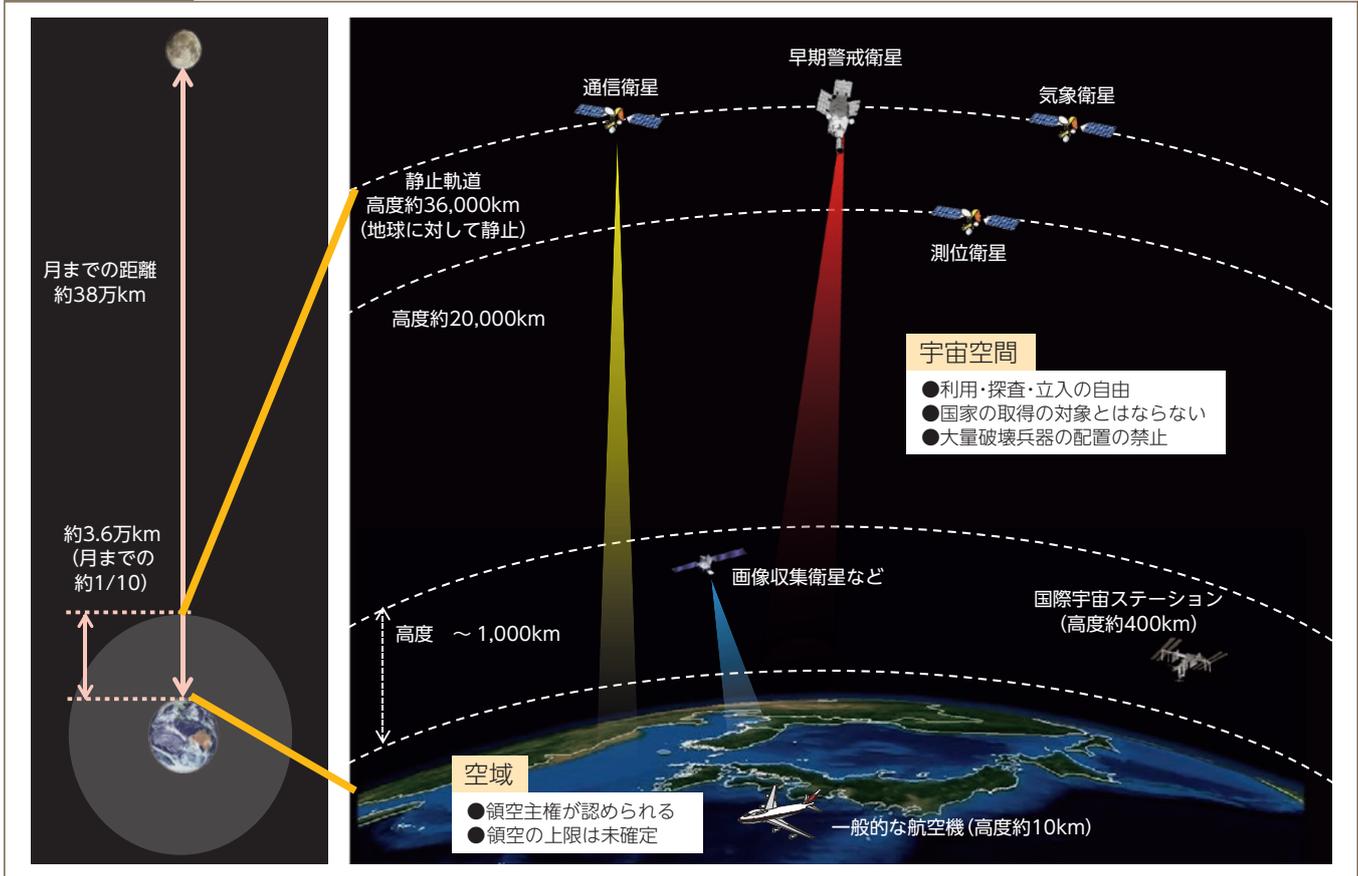
12（平成24）年7月に内閣府に設置された宇宙戦略室³²が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙政策を巡る環境の変化や、13（平成25）年に閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、15（平成27）年1月には、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部において、宇宙基本計画³³が決定された。この計画は、産業界における投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するための、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画となってお

³¹ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、海洋の主要施策として、①海洋の産業利用の促進、②海洋環境の維持・保全、③科学的知見の充実、④北極政策の推進、⑤国際連携・国際協力、⑥海洋人材の育成と国民理解の増進についての基本的な方針を定めている。

³² 16（平成28）年4月に、宇宙戦略室から宇宙開発戦略推進事務局に改組された。

³³ 16（平成28）年4月1日閣議決定

図表Ⅲ-1-2-11 宇宙利用のイメージ



り、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化を目標としている。また、宇宙システムへの依存度と宇宙空間の脅威・リスクが高まる中、脅威・リスクの探知・回避、システム自体の抗たん性強化、早期の機能回復などにより、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙システムの機能保証 (Mission Assurance) にかかる取組を進めている。

16 (平成28) 年11月には、わが国の宇宙開発利用の進展に対応していくため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (宇宙活動法)、及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律 (衛星リモセン法) の両法案が国会にて可決され、17 (平成29) 年11月には、宇宙活動法の一部及び衛星リモセン法が施行された。

宇宙活動法では、打上げの許可制や、賠償措置義務、政府補償など、わが国の宇宙開発及び利用における、公共の安全確保及び当該損害の被害者の迅速な保護を図るために必要な事項が定められ

ており、同法の一部施行により、許可申請の受付が開始された。また、衛星リモセン法では、①リモセン装置の使用の許可、②リモセン記録 (いわゆる衛星画像) を取扱う者の認定や③衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の制度などが定められた。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、宇宙空間の利用が極めて重要である。このため、防衛大綱では、宇宙空間における自衛隊の体制整備に当たり、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組などを通じて衛星の抗たん性を高め、各種事態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保することとしている。また、こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図ることとしている。その取

組の一環として、防衛省は、宇宙空間における各国との連携強化や、将来の宇宙政策立案の資とするため、米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習である「シュリーバー演習」に平成30（2018）年度に初めて参加する方向で検討を進めている。

防衛省では、国家安全保障戦略、防衛大綱の策定を受け、「宇宙開発利用に関する基本方針」を、14（平成26）年8月に改訂した。また、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15（平成27）年4月には、米国と「日米宇宙協力ワーキンググループ」Space Cooperation Working Group（SCWG）を設置し、これまでに4回開催した。引き続き、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を推進している。

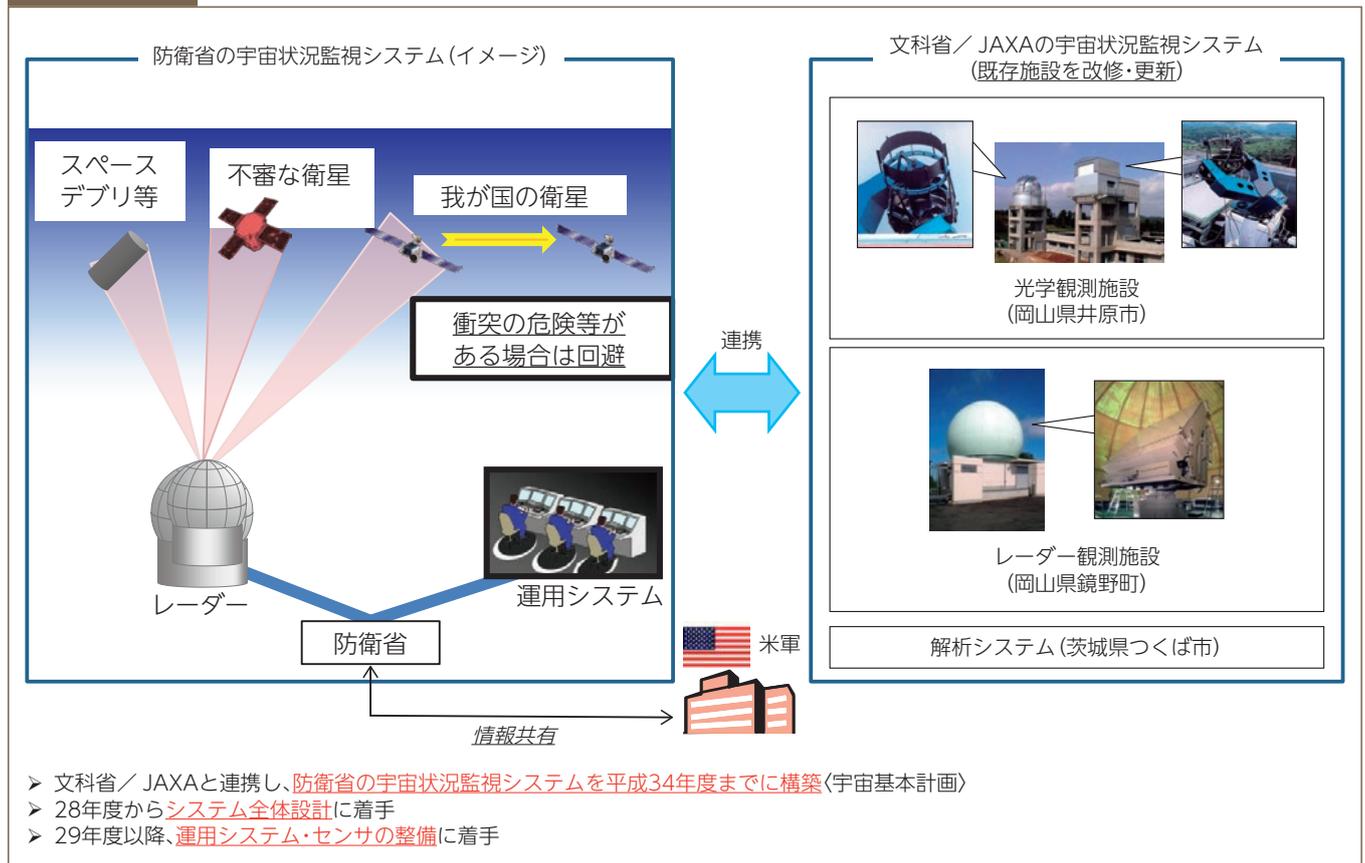
さらに、防衛省・自衛隊は、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、17（平成29）年1月、防衛省として初めて所有・運用するXバンド防衛通信衛星「きらめき2号」を、18（平成30）年4月には「きらめき1号」を打ち上げた。今後、将来の通信所要などの増大を踏まえ、通信の統合化や高速・大容量化を図るた

め、「きらめき3号」の着実な整備を進め、Xバンド防衛通信衛星全3機体制の早期実現を目指す。

3 宇宙状況監視体制の構築

宇宙空間を利用するに当たっては、その安定的な利用を確保する必要がある。しかしながら、宇宙空間において、宇宙ゴミ（デブリ）が急激に増加しており、デブリと人工衛星が衝突して衛星の機能が著しく損なわれる危険性が增大している。また、人工衛星に接近して妨害・攻撃・捕獲するキラー衛星の開発・実証試験が進められていると推測されており、宇宙空間の安定的利用に対する脅威が増大している。このため、防衛省としては、宇宙基本計画を踏まえ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）Japan Aerospace Exploration Agencyなどの国内関係機関や米国と連携しつつ、宇宙を監視し、正確に状況を認識するための宇宙状況監視（SSA）Space Situational Awareness体制を平成34（2022）年度までに構築することを目指しており、わが国の人工衛星にとって脅威となる宇宙ゴミなどを監視するためのレーダーと運用システムの整備を進めている。その際、関係政府機関などが一体となった効果的

図表Ⅲ-1-2-12 宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組



な運用体制を構築していく必要がある。この点、JAXAは、低高度周回軌道（高度1,000km以下）を監視する能力を有するレーダー及び静止軌道（高度約3万6,000km）を監視する能力を有する光学望遠鏡を整備する計画を進めており、防衛省が整備する主として静止軌道を監視する能力を有するレーダーと合わせ、わが国として効率良く宇宙空間を監視する体制が整う計画となっている。

これらの体制整備にかかる取組に際して、空自はこれまでの防衛力整備により得た知見を活用して、レーダーや運用システムなどの整備を行うとともに、それらを運用する部隊の新編に向けた検討を進めている。

また、SSA体制の構築のためには、諸外国との継続的な意見交換や情報共有、今後の協力のあり方に関する議論を行うことが不可欠である。防衛省は、米戦略軍主催のSSA多国間机上演習「グローバル・センチネル」に16（平成28）年から毎年参加しており、SSA運用にかかる知見を修得するとともに、今後の米国などとの協力強化を図っている。こうしたSSA能力の向上の取組は、宇宙空間における新たな脅威に対する抑止力の向上にも寄与するものである。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-12（宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組）、Ⅱ部2章3節（平成30年度の防衛力整備）Ⅱ部4章2節3項5（宇宙及びサイバー空間に関する協力）

7 ■ サイバー空間における対応

情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、現在では社会経済活動における基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。これは防衛省・自衛隊でも同じであり、仮にサイバー攻撃により自衛隊の重要なシステムの機能が停止した場合、わが国の防衛の根幹に関わる問題が発生する可能性がある。

1 政府全体としての取組など

サイバーセキュリティに関し、平成28（2016）年度に政府機関への脅威と認知された件数は約711万件に上り、その脅威は年々深刻化している³⁴。

増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、14（平成26）年11月には、わが国のサイバーセキュリティの施策の基本理念や国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的としたサイバーセキュリティ

基本法が成立した。

これを受けて、15（平成27）年1月には、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）³⁵が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととなった。また、同年9月には、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略が策定され、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出、発展させ、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、国際社会の平和、安定及びわが国の安全保障に寄与することとされた。

2 防衛省・自衛隊の取組

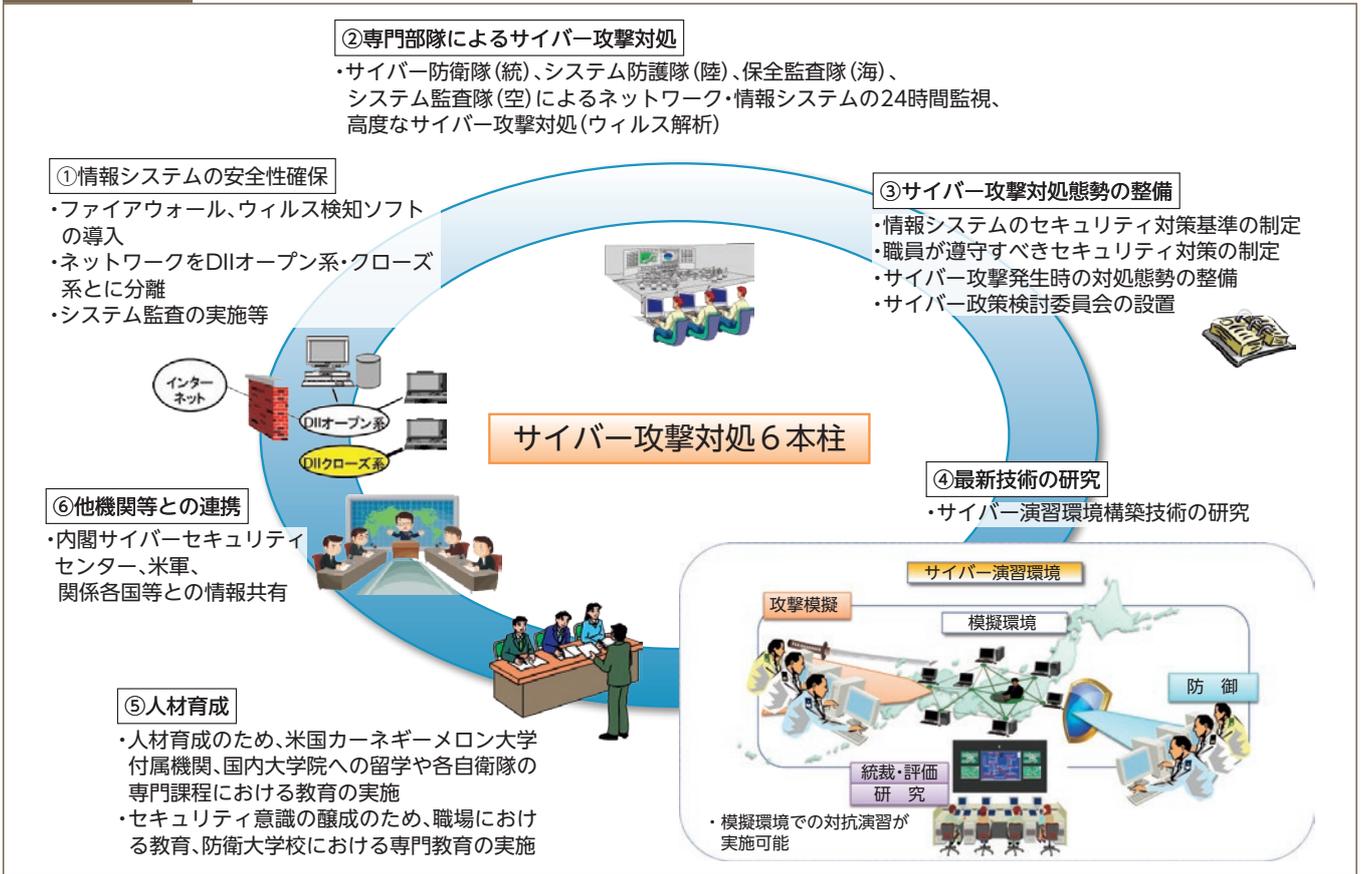
(1) 政府全体としての取組への貢献

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成

³⁴ 「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告（2016年度）」（17（平成29）年7月13日サイバーセキュリティ戦略本部決定）による。

³⁵ サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15（平成27）年1月に、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）から、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）に改組され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととされた。

図表Ⅲ-1-2-13 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策



員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行っているほか、CYMATに対し要員を派遣している。

CYber incident Mobile Assistance Team

また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断を行うに当たり、自衛隊が有する知識・経験の活用について検討することとしている。

(2) 防衛省・自衛隊独自の取組

防衛省・自衛隊独自の取組として、自衛隊指揮通信システム隊などが24時間態勢で通信ネットワークを監視している。また、14(平成26)年3月には、自衛隊指揮通信システム隊のもとにサイバー防衛隊を新編し、体制を充実・強化している。

このほか、防衛省・自衛隊では、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備、サイバー攻撃対処に関する態勢や

要領を定めた規則³⁶の整備、人的・技術的基盤の整備、情報共有の推進、最新技術の研究など、総合的な施策を行っている。

平成30(2018)年度においては、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応するため、サイバー防衛隊を約110名から約150名に増員するほか、陸・海・空自衛隊のサイバー防護部隊についても増員することとしている。これにより、サイバー攻撃対処を行う部隊の規模を約350名から約430名へと拡充することとしている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-13(防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策)、資料37(防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組)

(3) 米国との協力

同盟国である米国との間では、共同対処も含め包括的な防衛協力が不可欠であることから、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)を設置した。

Cyber Defense Policy Working Group

36 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)などがある。

VOICE

米国とのサイバーにかかる連携強化（連絡官の活動）

COLUMN

米陸軍サイバーCoE（ジョージア州フォートゴードン）

陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課付 2等陸佐 辻 洋平 つじ しょうへい

私は、平成28年10月から米陸軍のサイバー教育機関において、世界各国から派遣された連絡官とともに自衛隊初のサイバー連絡幹部として勤務しています。

当地ではサイバー要員育成のための高度な教育が実施されていることから、陸上自衛隊のサイバー要員育成に資するため、米軍の各種取り組みについて情報収集するとともに、新たな試みである米陸軍のサイバー教育課程への陸上自衛官の入校について調整しています。

引き続き、初代の連絡官として日米及びその他友好国との連携強化に尽力していくとともに、今後派遣される連絡官が円滑に業務を遂行できるよう基盤を整えていきたいと思ひます。



他国の連絡官と共にミーティング中の筆者
(中央)

この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力などについて、5回にわたり会合を実施している。また、15（平成27）年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

また、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02（平成14）年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」の開催、米陸軍のサイバー教育機関への連絡官の派遣を通じ、米国との連携強化を一層推進していくこととしている。

（4）その他の国などとの協力

防衛省においては、オーストラリア、英国、エストニアなどとの間で、防衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。またNATOとの間では、防衛当局間のサイバー協議である「日NATOサイバー防衛スタッフトークス」を設けているほか、NATOが主催するサイバー防衛演習（Cyber Coalition）にオブザーバー参加するなど、運用面での協力も見据えた取組を行っている。さらに、エストニアに設置されているNATO

サイバー防衛協力センター（CCDCOE）が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」（CyCon）への参加を続けているほか、同センターが主催するサイバー防衛演習（Locked Shields）へもオブザーバー参加している。また、18（平成30）年1月に、わが国の同センターへの参加が承認されたことを受け、今後、防衛省からの職員派遣を通じて、サイバー分野での協力関係をさらに発展させることとしている。

このほか、シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。

サイバー攻撃が国境を越えて行われることを踏まえれば、今後も、各国の防衛当局やCCDCOEなどの関係機関との意見交換やサイバー防衛演習への積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していくことが重要である。

国内においては、13（平成25）年7月に、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」（CDC）を設置し、共同訓練などを通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

8 ■ 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

1 基本的な考え方

大規模災害などの発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体、民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force (ファスト・フォース)」と呼んでいる。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-14 (大規模災害などに備えた待機態勢(基準))、Ⅱ部3章2節4項(災害派遣など)

2 防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害への対応

ア 平成29年7月九州北部豪雨にかかる災害派遣

17(平成29)年7月5日、大雨による道路の冠水や土石流などにより、福岡県朝倉郡東峰村及び大分県日田市の各地で道路が寸断され、孤立者が

発生した。同日、福岡県知事及び大分県知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊は、福岡県においては同年8月20日までの間、大分県においては同年7月13日までの間、人命救助、行方不明者捜索、道路啓開、人員及び物資輸送、給水支援、給食支援、入浴支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約8万1,950名、車両延べ約7,140両、航空機延べ169機に上った。

イ 鳥インフルエンザにかかる災害派遣

18(平成30)年1月、香川県さぬき市の農場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、速やかに鶏の殺処分などの防疫措置を行う必要が生じた。自衛隊は、香川県知事からの災害派遣要請を受け、鶏の殺処分などを実施した。本派遣の規模は、人員延べ約410名、車両延べ約75両に上った。

ウ 山林火災にかかる災害派遣

17(平成29)年4月から18(平成30)年6月末までに発生した山林火災のうち、秋田県、岩手県、群馬県、東京都、長野県(2件)、山梨県、兵庫県、島根県、大分県、宮崎県において、自治体により消火活動を実施するも鎮火に至らず、このため自衛隊は、各都県知事からの災害派遣要請を受け、空中消火活動などを実施した。本派遣の規模は合計10件で、人員延べ約110名、車両延べ約37両、航空機延べ111機、散水量約1,778t、散水回数414回に上った。

エ 噴火に伴う人命救助などにかかる災害派遣

18(平成30)年1月、群馬県草津白根山で噴火

図表Ⅲ-1-2-14 大規模災害などに備えた待機態勢(基準)

	共通 震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢
	FAST-Force(陸自) 全国で初動対処部隊(人員：約3,900名、車両：約1,100両、航空機：約40機)が24時間待機し1時間を基準に出動 各方面隊ごとに、ヘリコプター(映像伝送)、化学防護、不発弾処理などの部隊が待機
	FAST-Force(海自) 艦艇待機：地方総監部所在地ごと、1隻の対応艦艇を指定 航空機待機(約20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動
	FAST-Force(空自) 対領空侵犯措置のための待機 航空救難及び緊急輸送任務のための待機(約10～20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動 ※震度5強以上の地震が発生した場合は、待機している航空機を任務転用して情報収集などを実施

が発生し、同県吾妻郡草津町のスキー場において、噴石により負傷者などが発生した。このため自衛隊は、群馬県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助などを実施した。本派遣の規模は、人員約280名、車両約75両、航空機9機に上った。

オ 給水支援にかかる災害派遣

18(平成30)年1月以降、水道管の破裂などにより、新潟県佐渡市、石川県輪島市、島根県大田市、沖縄県宮古島市で断水などが発生した。このため自衛隊は、各県知事からの災害派遣要請を受け、給水支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約765名、水トレーラーなど延べ約450両、給水量約349tに上った。

カ 大雪にかかる災害派遣

18(平成30)年2月、福井県あわら市、福井市、越前市や吉田郡永平寺町において、大雪の影響により多数の車両の立ち往生などが発生した。自衛隊は、福井県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助や除雪支援などを実施した。本派遣の規模は、人員延べ約4,960名、車両延べ約820両、車両救出台数約1,190両、食料等配布約6,750食、除雪距離約31.8km、給油支援約1万5,320ℓに上った。

キ 山崩れに伴う人命救助にかかる災害派遣

18(平成30)年4月、大分県中津市耶馬溪町において山崩れが発生し、住宅が土砂に埋まり、住人が安否不明となった。このため自衛隊は、大分県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約3,250名、車両延べ約845両、航空機延べ2機に上った。

ク 大阪府北部を震源とする地震にかかる災害派遣

18(平成30)年6月、大阪府北部を震源とする地

震(マグニチュード6.1)により、大阪府吹田市、箕面市、高槻市、茨木市で断水などが発生した。このため自衛隊は、大阪府知事からの災害派遣要請を受け、給水支援や入浴支援などを実施した。本派遣の規模は、人員延べ約1,145名、水トレーラーなど延べ約280両、航空機延べ12機、給水支援約46.7t、入浴支援7,951名、応急対策支援90箇所を上った。

ケ 平成30年7月豪雨にかかる災害派遣

18(平成30)年7月、東日本から西日本の広い範囲で記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、大規模な浸水、土砂災害が多数発生した。このため自衛隊は、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県、福岡県の各府県知事からの災害派遣要請を受け、最大74か所の地方公共団体に連絡員約300名を派遣して緊密な連携を図りながら、人命救助、孤立者救助、給水支援、入浴支援、物資輸送、水防活動、道路啓開などを実施した。なお、支援の一環として、防衛省が契約する民間船舶「はくおう」を活用し、広島県三原市尾道糸崎港において入浴支援などを実施した。今般の豪雨に際しては、自衛隊の活動が長期化されることが見込まれることから、11(平成23)年の東日本大震災及び16(平成28)年の熊本地震以来3回目となる即応予備自衛官の招集を行い、最大で約300名の即応予備自衛官が生活支援活動に従事した。本派遣の規模は、人員最大約3万3,100名、艦船最大28隻(民間船舶「はくおう」1隻を含む)、航空機最大38機、人命救助・孤立者救助者数2,284名、給水量約1万8,973t、入浴支援者数9万4,119名、給食支援1万3,290食に上っている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-15(災害派遣の実績(平成29年度))、資料38(災害派遣の実績(過去5年間))



大阪府北部を震源とする地震における陸自による入浴所開設の様子
(18(平成30)年6月)



平成30年7月豪雨における陸自による捜索救助活動の様子
(18(平成30)年7月)

VOICE

福岡県における孤立者救助活動

COLUMN

第5施設団第9施設群（福岡県小郡市）

第9施設群長 1等陸佐 ^{やまもと しんや} 山本 真也

我が第9施設群は災害派遣実施の担任地域として福岡県朝倉市と東峰村を担当しています。当地は豊かな水量を誇る筑後川に面し三郡山地を背にする地形です。自然の恵み豊かな土地柄である一方、以前より水害に悩まされた地域でした。

平成29年7月5日（水）、当地は朝からの集中豪雨の為、大雨洪水警報が発表中でした。19時頃、県知事より第4師団長に災害派遣要請がありました。私は警察誘導の下、朝倉市杷木支所に前進し、現地調整の上、松末小学校など孤立施設へ救助のため1コ中隊を派遣しました。

一方、東峰村は道路寸断のため、連絡班が東峰村役場に未到着で、かつ関連情報も皆無の状況下、私は群主力を率い現地に向かいました。群で保有している建設器材により道路を啓開しつつ前進し、東峰村役場に到着したのは6日（木）未明でした。

最初の任務は、岩屋地区の土石流による倒壊家屋からの人命救助などでした。東峰村役場職員の案内の下、下敷きになっていた親子を救出した旨、報告を受けた時の感激は今でも忘れられません。本災害派遣間、私は終始、村長の隣に位置し被害状況の把握とこれに基づく対処要領の検討、各中隊への指示などを実施しました。

任務達成できた要因は、被災者第一の精神で、自治体、警察、消防の方々をはじめ関係者が一体となった活動にありました。一日も早い復興を心からお祈りします。



福岡県朝倉郡東峰村における活動状況
(17 (平成29) 年7月)

VOICE

福井県における大雪に係る災害派遣について

COLUMN

第14普通科連隊（石川県金沢市）

重迫撃砲中隊射撃幹部 2等陸尉 ^{みはらしげん} 三原 潤

私は、福井県北部における豪雪に伴う災害派遣に小隊長として参加しました。

派遣要請に備えて派遣準備を指示し、要請後は直ちに隊員とともに現場に向かいました。1日あたり約50cmもの雪が降り積もる中、我々は、除雪車が作業できるよう夜を徹して一両ずつ車両の周りをスコップ片手に手作業で除雪しました。

このような厳しい中においても、日頃の練成で培った体力・気力、部隊の団結により任務を完遂することができました。

私は、あらゆる任務に即応して、これを完遂するための物心両面の準備、日々の練成、仲間との団結の重要性を改めて強く認識しました。これからも、地域住民の期待に応えられるよう日々隊員と共に任務に邁進していきます。



除雪活動中の隊員 (18 (平成30) 年2月)

図表Ⅲ-1-2-15 災害派遣の実績（平成29年度）

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空 機(機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震など	5	6,115	1,026	20	0
急患輸送	401	2,007	12	413	0
捜索救助	16	1,927	173	44	7
消火支援	66	11,072	1,343	295	0
その他	13	2,717	786	20	32
合計	501	23,838	3,340	792	39
九州北部豪雨	—	約81,950	約7,140	169	0

※九州北部豪雨については、29年度の派遣実績から除く。



大規模地震時医療活動訓練において仙台空港で空輸した患者を救急車に引き継ぐ空自第1輸送航空隊（17（平成29）年7月）

(2) 救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送（急患輸送）している。平成29（2017）年度の災害派遣総数501件のうち、401件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない、本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施しているほか、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者を空自C-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

さらに、平成29（2017）年度には、66件の消火支援を実施しており、そのうち、55件が自衛隊の施設近傍の火災への対応であった。

(3) 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、「自衛隊原子力災害対処計画」を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。さらに、14（平成26）年10月以降、内閣府（原子力防災担当）に自衛官（18（平成30）年4月1日現在5人）を外向させ、原子力災害対処能力の実効性の向上に努めている。

(4) 各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災などの教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

(5) 自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施しているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関との連携強化を図っている。

ア 自衛隊統合防災演習（JXR）

Joint Exercise for Rescue

17（平成29）年6月、南海トラフ地震を想定して机上演習及び指揮所演習を行い、自衛隊の災害対処能力の向上を図った。

イ 日米共同統合防災訓練（TREX）

Tomodachi Rescue Exercise

17（平成29）年11月、南海トラフ地震発生時における在日米軍との共同対処を実動により実施し、自衛隊と在日米軍との連携による震災対処能力の維持・向上や関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

ウ 離島統合防災訓練 (RIDEX)

Remote Island Disaster Relief Exercise

17 (平成29) 年9月、沖縄県が計画する沖縄県総合防災訓練に参加して、離島における突発的な大規模災害への対処について実動による訓練を実施し、自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上や関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

エ その他

17 (平成29) 年6月には、陸自中部方面隊が南海トラフ地震を想定した訓練「南海レスキュー29」を、同月には陸自東部方面隊が南海トラフ地震を想定した訓練「ビッグレスキューあづま2017」を実施するなど、震災対処能力の向上を図った。

さらに、防衛省災害対策本部運営訓練の実施や、「防災の日」政府本部運営訓練などへも参加している³⁷。

(6) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から

地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保護・災害対策連絡担当官(事務官)を設置、②自衛官の出向(東京都の防災担当部局)及び事務官による相互交流(陸自中部方面隊と兵庫県の間)、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。18 (平成30) 年3月末現在、全国45都道府県・291市区町村に432人の退職自衛官が、地方公共団体の防災担当部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、東日本大震災などにおいてその有効性が確認された。特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

Q 参照 資料65 (退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

9 ■ 在外邦人等の保護措置及び輸送への対応

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出など、又は輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の3(在外邦人等の保護措置)又は同法第84条の4(在外邦人等の輸送)に基づき、当該在外邦人等の保護措置又は輸送を行うことができる。

このような行動を迅速かつ適確に実施するため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢をとっている。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇(搭載航空機を含む)を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなどの待機態勢を維持している。

在外邦人等の保護措置や輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となる。このため、在外邦人等の保護措置や輸送については、平素から統合訓練などを行っており、17 (平成29) 年9月から10月には、ジブチにおいて国外展開及び活動能力の



「コブラ・ゴールド」における在外邦人等の保護措置訓練において確認業務中の空自隊員(タイ)(18 (平成30) 年2月)

向上並びに米軍との連携強化を目的とした在外邦人等保護措置訓練を実施した。さらに、同年12月には、国内において在外邦人等の保護措置における一連の行動及び関係機関との連携要領を訓練し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。また、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」の機会を活用し、

³⁷ 記載の他、平成29(2017)年度の訓練の実施及び参加として、①政府図上訓練への参加、②原子力総合防災訓練への参加、③大規模津波防災総合訓練への参加、④大規模地震時医療活動訓練への参加、⑤九都県市合同防災訓練と連携した訓練への参加、⑥近畿府県合同防災訓練と連携した訓練への参加、⑦中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域連携防災訓練と連携した訓練への参加、⑧南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練と連携した訓練への参加、⑨その他、地方公共団体などの行う総合防災訓練への参加がある。

18 (平成30) 年1月から2月には、外務省本省や在タイ日本大使館などの協力のもと、同大使館職員やその家族などの参加も得つつ、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携を強化した。

防衛省・自衛隊は、これまで、次の4件の在外邦人等の輸送を実施している。

04 (平成16) 年4月のイラクにおける邦人を含む外国人拘束事件に際し、空自C-130H輸送機により、邦人10名をイラクからクウェートまで輸送

した。13 (平成25) 年1月のアルジェリアにおける邦人拘束事件において、政府専用機により、邦人7名及び被害邦人の御遺体(9人)を本邦に輸送した。16 (平成28) 年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件において、政府専用機により、被害邦人の御遺体(7人)と御家族などを本邦に輸送した。同年7月の南スーダンにおける情勢悪化に際しては、空自C-130H輸送機により、大使館職員4名をジュバからジブチまで輸送した。

Q参照 II部3章2節3項6 (在外邦人等の保護措置・輸送)

10 ■ 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処する。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相³⁸から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦³⁹は、空自が主体となって行う全般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国

土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-16 (防空のための作戦の一例)

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

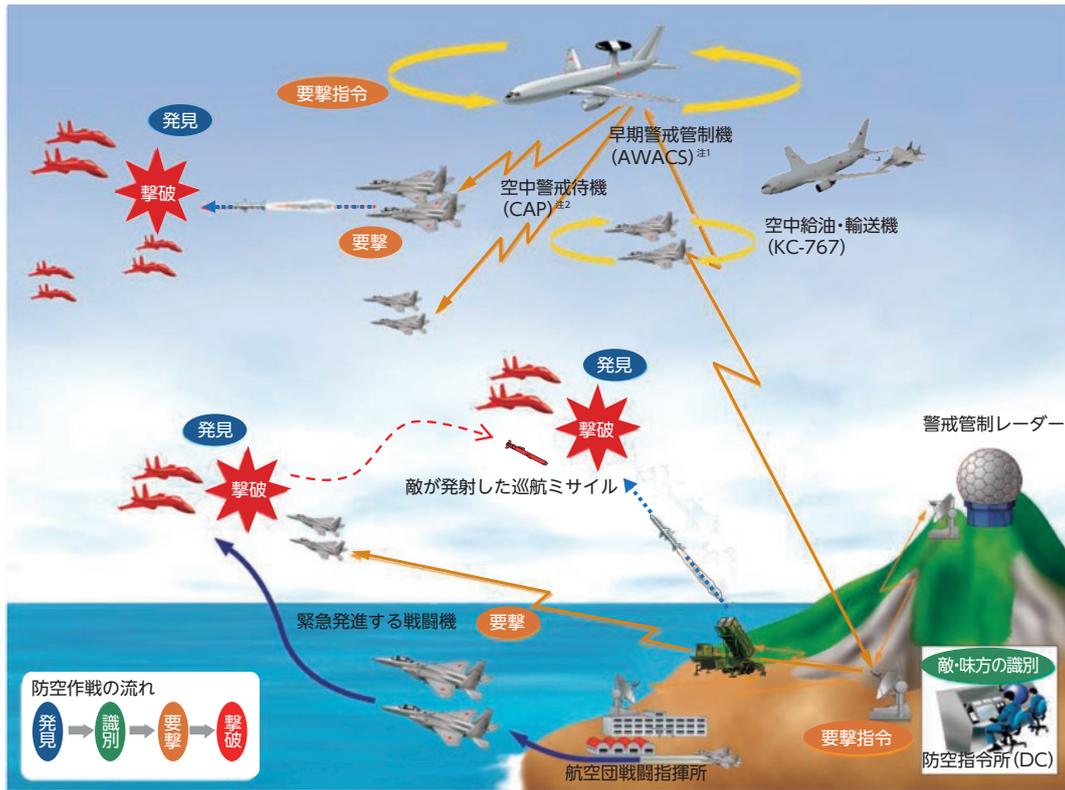
Q参照 図表Ⅲ-1-2-17 (周辺海域の防衛のための作戦の一例)

3 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

³⁸ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。
³⁹ 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

図表Ⅲ-1-2-16 防空のための作戦の一例

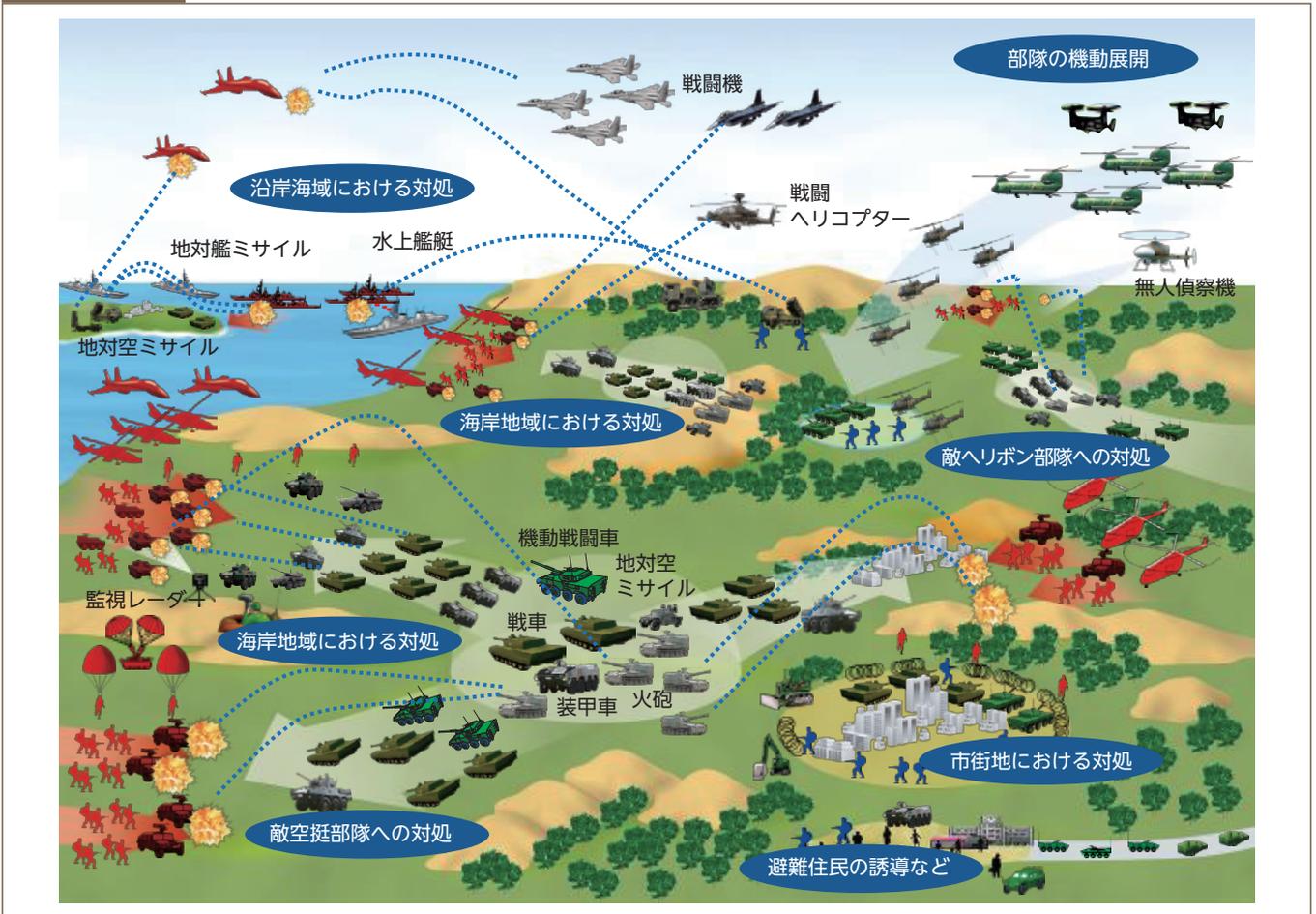


(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
 (注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

図表Ⅲ-1-2-17 周辺海域の防衛のための作戦の一例



図表Ⅲ-1-2-18 陸上の防衛のための作戦の一例



侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-18 (陸上の防衛のための作戦の一例)

確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせて、哨戒⁴⁰、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯⁴¹を設定してわが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を

11 ■ 国民保護に関する取組

1 国民の保護に関する基本指針及び防衛省・自衛隊の役割

05 (平成17)年3月、政府は、国民保護法第32

条に基づき、国民の保護に関する基本指針(「基本指針」)を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航

⁴⁰ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

⁴¹ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施に当たっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施している。

Q参照 II部3章2節1項4(国民保護)

2 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領について、平素から訓練を実施しておくことが重要であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て、訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

例えば、17(平成29)年11月には、長崎県雲仙市において、国(内閣官房及び消防庁)や地方公共団体(長崎県及び雲仙市)の主催により、武力攻撃事態への認定がなされている中での弾道ミサイルの発射・落下事案を想定した国民保護訓練が行われ、陸自や海自、自衛隊長崎地方協力本部も本訓練に参加した。

Q参照 資料39(国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況(平成29年度))

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。

12 ■ その他の対応

1 軍事情報の収集

情勢の推移に応じて的確に防衛政策を立案し、また、各種事態への対処において防衛力を効果的に運用するためには、わが国周辺などにおける中長期的な軍事動向を把握するとともに、各種事態の兆候を早期に察知することが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段による情報の迅速・的確な収集に努めている。

防衛省・自衛隊による具体的な情報収集の手段としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②各種画像衛星(情報収集衛星⁴²を含む)から

のデータの収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、情報能力の強化が一層重要な課題となっていることから、防衛省は、現在、収集・分析・共有・保全などの全ての段階における情報能力の総合的強化を図っている。具体的には、各種情報を融合して情勢を視覚化するなどによる地理空間情報の高度な活用、教育課程の統合・強化などによる能力の高い分析官の確保、防衛駐在官の派遣体制の強化などを進めることとしている。

⁴² 政府の情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。

こうした中、18(平成30)年2月には、昨今の欧州を巡る情勢の変化を受けて、平成26(2014)年度以降派遣をとりやめていたフィンランドに防衛駐在官を再派遣するとともに、18(平成30)年3月には、わが国にとって重要なシーレーンに位置するフィリピンやベトナムに追加派遣した。また、平成30(2018)年度中に、太平洋岸諸国における戦略的な情報収集などの重要性から、チリへの新規派遣を計画するとともに、シーレーンの沿岸国であり、部隊間交流、能力構築支援、防衛装備・技術協力の様々な分野が進展しているマレーシアや、欧州との連携・協力、相互の安全保障基盤を堅固なものにする必要性から、NATO及びEUの本部が所在するベルギーへの追加派遣を計画している。

参考 図表Ⅲ-1-2-19 (防衛駐在官派遣状況)

2 電磁パルス攻撃 (EMP : Electro Magnetic Pulse) に対する取組

電磁パルス攻撃とは、核爆発などにより、瞬時に強力な電磁波を発生させ、電子機器に過負荷をかけ、誤作動させたり破壊したりするものである。

このような攻撃は、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があり、内閣官房を中心として、防衛省のほか、経済産業省、国土交通省など政府全体で必要な対策を検討していくこととしている。

防衛省・自衛隊においては、各自衛隊の情報を全国で共有するために必要となる通信網の多重化を推進するほか、電磁パルス攻撃に対する装備品の防護に関する研究を行うとともに、平成30年度予算において、電磁パルス弾に関する要素技術及び防護技術に関する検討を行うこととしている。

図表Ⅲ-1-2-19 防衛駐在官派遣状況

